

## 東京都における過去1年間の技能実習法に係る行政処分案件

| 実習実施者名                 | 代表者名          | 所在地             | 措置理由  | 措置年月日     |
|------------------------|---------------|-----------------|---|-----------|
| 株式会社新開トランス<br>ポートシステムズ | 古賀 あや<br>佐藤 勝 | 江東区東陽三丁目7番13号   | 労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。                 | 令和4年2月25日 |
| 株式会社竹田製作所              | 竹田 信幸         | 江戸川区東葛西三丁目14番9号 | 労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。 | 令和4年3月25日 |